

各報道機関 様

KJ00678871
2026年7月7日

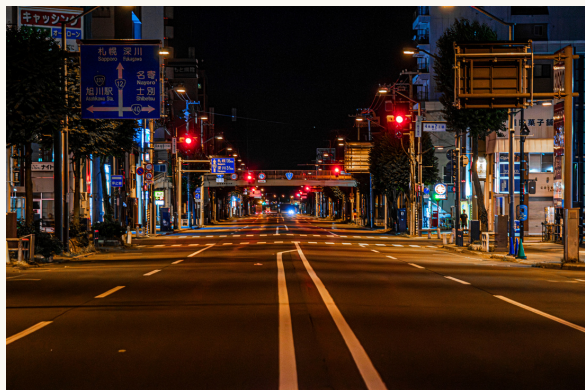
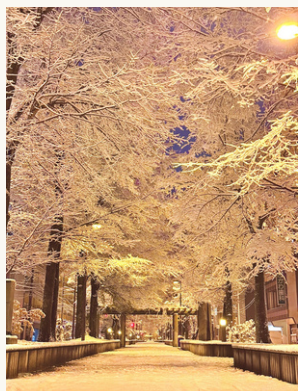
発信課	総合政策部広報広聴課
担当者	田村
連絡先	電 話 25-5370
	F A X
	E-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 ☐
日 程	令和8年7月15日 ～ 令和8年8月31日
発表項目 (行事名)	「ASAHIKAWA FINDER 2025」パネル展開催について
概 要 (趣 旨 ・ 日 時 ・ 場 所 ・ 内 容 等 を 記入すること。)	「ASAHIKAWA FINDER」事業の取組周知及び参加者の拡大や、「ASAHIKAWA FINDER」認定作品を通じた旭川市及び事業の魅力の周知を目的とした、「ASAHIKAWA FINDER 2025」パネル展を開催します。 1 「ASAHIKAWA FINDER」について 「ASAHIKAWA FINDER」は、誰かに紹介したくなるような、素敵な写真や動画をInstagramに投稿し合う、ユーザー参加型のシティプロモーション事業です。投稿された作品は、定期的に旭川市で選考の上、旭川市公式Instagramで掲載させていただき、掲載された作品の投稿者を「ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）」として認定しています。 2 事業名 「ASAHIKAWA FINDER 2025」パネル展 3 開催日程 令和8年7月15日（水）～8月31日（月） 4 場所 総合庁舎1階 シティプロモーションスペース 5 内容 ・これまでのあさひかわファインダー認定作品をパネル化し、取組概要とともに掲示する。 ・サイネージに令和7年度中の全作品をスライドショーで流す。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

ASAHIKAWA FINDER パネル展開催！

ASAHIKAWA FINDERは、皆さんの力を集めてInstagramで旭川の魅力を発信する、ユーザー参加型のシティプロモーション事業です。

認定作品の数々をパネル展示でご紹介します。
ASAHIKAWA FINDER認定者の皆さんが見つけた、「旭川ってこんなまち」。
旭川の魅力を切り取った素敵な写真をぜひご覧ください！



開催期間

2026
7/15 水 ~ 8/31 月

開催場所

旭川市役所
総合庁舎1階 シティプロモーションスペース
(旭川市7条通9丁目4番地)



ASAHIKAWA FINDER 参加方法

- ①旭川市内で撮影した写真または動画作品を用意
- ②Instagramアカウントで、ハッシュタグ「#find_asahikawa」を付けて作品を投稿

お気軽に何度でも、Instagramに投稿してください！

特設サイト



実施要領



お問合せ窓口

旭川市総合政策部広報広聴課
TEL 0166-25-5370

旭川市公式Instagram
#find_asahikawaを検索すると、
旭川の素敵な写真や動画がいっぱい！



ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）事業
実施要領

1 事業名

ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）
～見つけた！旭川ってこんなまち～

2 事業趣旨

皆さんの力を集めて旭川のまちの魅力を発信する、参加型シティプロモーションです。

皆さんにとって、旭川はどんなまちですか？
生まれ育った方、最近住み始めた方、旅行で何年か前に訪れた方。
旭川での思い出、旭川の印象はきっと人それぞれだと思います。
「旭川ってどんなまち？」と誰かに聞かれたら、どんな写真や動画で紹介しますか？
駅前の街並み、居酒屋で食べた美味しいご飯、いつもの通学路、寒い冬の日の雪景色。

あなたがこれまで見てきた、あなたが新たに見つけた「旭川ってこんなまち」を、写真や動画で切り取って#find_asahikawa を付けて、Instagram に投稿してください。皆さんの力を集めて世界中に旭川の魅力を発信しましょう。

3 ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）について

「FINDER」には、「見つける人」、「発見者」といった意味があります。また、カメラで写真を撮るときの覗き窓のことを「ファインダー」ともいうことから、旭川の新しい一面を写真や動画を通じて発見していただいた方を「ASAHIKAWA FINDER」として認定します。

4 ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）の認定

「旭川ってこんなまちだよ」と誰かに見せたい写真や動画を Instagram に投稿してください。投稿された作品は、定期的に旭川市で選考の上、旭川市公式 Instagram で掲載させていただきます。掲載された作品の投稿者を「ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）」として認定いたします。

また、年間を通じて、活躍された ASAHIKAWA FINDER にはオブ・ザ・イヤーの称号と記念品を御用意します。ぜひ、お気軽に何度でも投稿をお願いします。

5 参加の流れ

- (1) 作品（写真や動画）を御用意ください。
- (2) 御自身の Instagram アカウントで用意した作品を投稿。

※キャプションには

必ずハッシュタグ「#find_asahikawa」を記載してください。

また、可能な範囲で「撮影場所」と「撮影年月」を記載してください。

※複数枚の写真を1度に投稿する場合は、1枚目のみを対象とします。

※動画は原則1分以内のものを対象とします。

- (3) 投稿された作品の中から、定期的に市が選考を行います。
 - (4) (3)で選定した作品の投稿者には旭川市公式 Instagram (@asahikawacity_official) のダイレクトメッセージで市から御連絡し、「ASAHIKAWA FINDER」として認定させていただきます。
 - (5) 旭川市公式 Instagram アカウントにて選定作品をリポスト。
 - (6) ASAHIKAWA FINDER 認定後も、何度でも投稿いただけます。
- ※ただし同一作品の選定は1度のみとします。

6 参加要件

Instagram アカウントを「公開」している個人・団体

※プロ・アマ及び市内・市外在住は問いません。

※未成年応募の場合は、保護者の同意が得られている方とします。

7 作品要件

本事業では次の要件を満たす作品を対象とします。

- (1) 旭川市内で撮影した作品であること
- (2) 本事業の趣旨に沿った作品であること
- (3) 投稿者自身で撮影・用意したものであること
- (4) 過去にコンテストなどで入賞していない作品であること
- (5) 被写体についての肖像権、プライバシーについて承諾を得ていること
- (6) 写真や動画に著しい加工が施されていないこと

なお、次の項目に該当する作品は対象外とします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など旭川市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他旭川市が不適切と判断したもの

8 同意事項

参加者は次の事項に同意するものとします。

- (1) ASAHIKAWA FINDER 認定時に旭川市公式 Instagram に掲載された作品（以下、「掲載作品」という。）の著作権は投稿者に帰属しますが、本事業に参加された時点で、掲載作品を旭川市の広報媒体（広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS）等において、地域の魅力発信等の目的で使用することを承諾いただいたものとみなします。
- (2) プライバシー等への配慮、また、広報媒体等での使用に際し、必要の範囲内でトリミングなどの一部加工を施す場合があります。
- (3) 作品内で確認できる対象物によって、肖像権や著作権等の第三者への権利侵害、また、投稿によって生じる不利益・損害・事故等に関して旭川市は一切の責任を負わないものとします。

9 年間表彰

年間で最も活躍した「ASAHIKAWA FINDER」を「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR（あさひかわファインダー オブ・ザ・イヤー）」として表彰します。12月までの投稿を対象とし、翌月1月に表彰を行う予定です。

10 その他注意事項

- (1) 撮影の際は、他人の土地に無断で入らないなど、撮影ルールやマナーなどに十分注意してください。
- (2) 応募にあたり、Instagram 及び関連するアプリケーションによって生じるいかなる損害について、旭川市は一切の責任を負いません。
- (3) 応募に係るインターネット接続料、通信費等は応募者の負担になります。
- (4) 審査における選考基準、過程、結果に関するお問い合わせには一切回答しません。
- (5) 応募に当たっては、Instagram の利用規約を遵守してください。
- (6) 本事業は Instagram が支援、承認、運営、関与するものではありません。

11 お問い合わせ窓口

旭川市総合政策部広報広聴課
TEL 0166-25-5370